平成30年10月１日

平成30年第３回神奈川県議会定例会

建 設 ・ 企 業 常 任 委 員 会 報 告 資 料

（その１）

県　土　整　備　局

目　　次

Ⅰ　平成30年７月豪雨及び台風第12号に係る対応について ･････････････････････････････････ 1

Ⅱ　Park-PFIの活用に向けた取組について ･･･ 5

Ⅲ　県立都市公園の指定管理者の指定期間の変更について ･････････････････････････････････ 7

Ⅳ　明治記念大磯邸園について ･･･ 9

Ⅰ　平成30年７月豪雨及び台風第12号に係る対応について

１　平成30年７月豪雨に係る対応について

(1)　平成30年７月豪雨の状況

６月28日以降の台風第７号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で豪雨に見舞われ、洪水や土砂災害が発生した。

６月28日から７月８日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超え、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の１府10県に特別警報が発表され、特に西日本では甚大な被害が発生した。

(2)　県土整備局の対応

ア　被災地への人的支援

国や全国知事会等の要請に応じ、延べ５人の技術職員を被災地に派遣した。

（９月25日現在）

被災県	区分	期間（予定）	延べ人数
岡山県	建築職	８月22日～９月５日	3
広島県	土木職	９月13日 ～平成31年３月31日 ※　第１陣は９月13日から11月30日まで活動し、第２陣（12月１日から平成31年３月31日）へ引き継ぎます。	2
計			5

イ　住宅の提供

神奈川県に避難する被災者に、一時提供住宅として無償提供する公営住宅等（政令市、市公社を除く）を90戸用意

２　台風第12号に係る対応について

(1)　台風第12号の本県への影響

ア　台風の概況

７月25日午前３時に日本の南海上で発生した台風第12号は、26日午後９時には強い勢力となり27日にかけて発達しながら日本の南を北上し、28日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、強い勢力を維持し、暴風域を伴ったまま東海道沖を西に進み、29日午前１時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。

イ　降雨の状況

県内では、28日に相模原市内で１時間に30㎜を超える強い雨を観測し、降り始めの27日午後11時から29日午後３時までの総降雨量は、相模湖で208.5㎜、丹沢湖で188.5㎜に達した。

ウ　風の状況

横浜地方気象台における風の観測値

最大風速　　秒速　8.6m(28日午前９時９分　北の風)

最大瞬間風速　秒速 18.6m(28日午後３時52分　北北東の風)

エ　気象警報等の状況

県内では、28日午前９時38分に暴風警報、波浪警報が発表され、その後、大雨警報、洪水警報が発表された。警報は、翌29日午後４時７分までには全て解除された。

(2)　県土整備局の対応

県土整備局では、７月28日９時38分に発表された大雨注意報を受けて、水防体制を整え、本庁40名及び土木事務所等168名の合計208名で警戒にあたった。

(3)　県土整備局所管施設における被害状況

分野	被害内容	被害額
港湾	真鶴港で港湾管理事務所や人工岩礁の破損など	約１億500万円
道路	国道135号で車両用防護柵の破損	約150万円
合計		約１億650万円

3　今後の対応

平成30年７月豪雨や台風第12号により全国各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、本県における大規模風水害に対する未然防止の取組みと台風第12号により被災した県管理の港湾施設等の復旧を行う。

既決予算により対応可能なものについては、速やかに工事等を行っており、県民の皆様の安全・安心を確保するため、スピード感をもってしっかりと取り組んでいく。

(1)　大規模風水害に対する未然防止の取組み

（単位：万円）

事業内容			既決予算	９月補正予算	計
ア　水防情報基盤の整備			200	3,100	3,300
	簡易水位計の設置 16基	県管理河川に簡易水位計を設置	－	1,600	1,600
	啓発看板の設置　34基	県管理河川の管理用通路に洪水浸水想定区域図等の看板を設置	200	1,500	1,700
イ　監視カメラ等の整備			3,450	1,500	4,950
	監視カメラの設置（海岸・港湾）　７基	相模湾沿岸の県管理海岸等に監視カメラを設置	600	1,500	2,100
	監視カメラの設置（道路）　６基	海岸に面した県管理道路に監視カメラを設置	1,800	－	1,800
	避難通路と避難誘導看板の整備	国道135号に避難通路の整備と避難誘導看板を設置	1,050	－	1,050
ウ　システムの整備			300	300	600
	災害情報管理システムの改修	緊急速報メール機能に土砂災害警戒情報を追加	－	300	300
	ｅ－かなマップの改修	土砂災害警戒区域等の情報を追加	130	－	130
	土砂災害警戒情報システムの改修	住所検索機能を追加	170	－	170
計			3,950	4,900	8,850

(2) 台風第12号により被災した県管理の港湾施設の復旧等

（単位：万円）

事業内容		既決予算	９月補正予算	計
エ　真鶴港の復旧		5,900	1,000	6,900
転落防止柵の補修	琴ヶ浜周辺の護岸等の転落防止柵の補修工事	－	1,000	1,000
海岸保全施設の復旧	人工岩礁等の復旧工事	4,500	－	4,500
管理事務所等の除却及び仮管理事務所の整備等	破損した管理事務所の除却工事及び仮管理事務所の整備工事等	1,400	－	1,400
オ　国道135号の復旧		150	－	150
車両用防護柵の復旧	江之浦の車両用防護柵の復旧工事	150	－	150
計		6,050	1,000	7,050

(1)(2) 合計	10,000	5,900	15,900

Ⅱ　Park-PFIの活用に向けた取組について

1　概要

都市公園法が、平成29年６月に改正され、「公募設置管理制度」、いわゆる「Park-PFI」が創設された。

Park-PFIは、都市公園において、飲食店等の収益施設の設置、管理を行う民間事業者を、公募により選定し、その収益を園路、広場等の公園施設の整備、管理に還元する制度である。

特例措置として、施設設置の許可期間について、通常は上限を10年としているが、これを20年とするほか、建ぺい率の上乗せなどが認められる。

本県の県立都市公園においても、Park-PFIを活用し、民間活力を生かして、公園の整備や利用の促進を図っていくこととしている。

2　取組の進め方

(1) 平成30年度

Park-PFIに係る建築物の建ぺい率について、通常の基準である100分の２に、100分の10を上乗せできるよう、県立都市公園条例を４月に改正。

今後、全ての県立都市公園を対象に、民間事業者から幅広くアイデアを募集し、収益施設の市場性の有無などを確認する、マーケットサウンディング調査（１回目）を実施。

(2) 平成31年度

民間事業者からの提案をもとに、Park-PFIを活用する具体的な公園名や活用区域、収益施設の種類など、公募条件の案を作成し、この案を提示して、民間事業者の参画意向などを確認するマーケットサウンディング調査（２回目）を実施。

その結果を踏まえ、必要に応じて公募条件を修正したうえで、公募手続きを行い、Park-PFIの事業者を選定。

(3) 平成32年度以降

民間事業者によるPark-PFI事業の実施。

３　本年度のマーケットサウンディング調査の概要

(1) 調査の対象など

県立都市公園のうち、既に開園済みの区域、用地を取得済みであるが未開園の区域、都市計画決定済みで今後の事業化を検討している区域の３つの区域を対象とする。

また、具体的な公園名や活用区域を特定したアイデアと、公園名などを特定しないアイデアのいずれについても、提案を受け付けることとする。

(2) 調査の進め方

民間事業者から、収益施設の整備内容、概算の収支計画、公園の整備や利用促進への効果などについて、書面で提案していただく。

県は、書面の内容を確認し、実現の可能性があると考えられる提案について、民間事業者と個別のヒアリングを実施する。

(3) 調査スケジュール

平成30年10月中旬	調査の実施要領を公表
10月下旬	事前説明会
11月上旬～12月上旬	提案の受付
12月中旬～下旬	個別ヒアリングの実施
平成31年３月下旬	調査結果の概要を公表

Ⅲ　県立都市公園の指定管理者の指定期間の変更について

１　概要

県立都市公園については、25公園で指定管理者制度を導入しており、現指定期間は平成31年度末となっている。現状と同様に、指定管理者制度を継続する場合には、今年度から、次期指定管理者の選定手続きを開始する必要がある。

一方、都市公園法の平成29年６月の改正により、「公募設置管理制度」、いわゆる「Park-PFI」が創設され、本県の県立都市公園についても、Park-PFIの活用に向け、今年度から、マーケットサウンディング調査や事業者の選定等に取り組むこととしており、こうした手続きに２年間を要する見込みである。

次期指定管理者の公募にあたっては、各公園におけるPark-PFIの活用の有無や事業内容等を明示することにより、Park-PFIの事業者と指定管理者が、それぞれの業務を適切に実施できるほか、指定管理者がPark-PFI事業と連動した自主事業の提案を行えるなど、サービスの向上が期待できる。

そこで、県立都市公園の現指定期間について、Park-PFIの事業者選定等に必要な期間を考慮し、２年間延長する。

２　指定期間を変更する県立都市公園（25公園）

No	名称	所在地	現指定管理者
1	塚山公園	横須賀市	(公財)神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会 グループ
2	三ツ池公園	横浜市 鶴見区	三ツ池公園パートナーズ (横浜緑地㈱、㈱グリーンケア、㈱協栄)
3	保土ケ谷公園	横浜市 保土ケ谷区	(公財)神奈川県公園協会・㈱サカタのタネ・㈱オーチュー グループ
4	葉山公園	葉山町	三菱電機ライフサービス㈱
5	湘南海岸公園	藤沢市	㈱湘南なぎさパーク
6	相模湖公園	相模原市 緑区	(一社)相模湖観光協会・(特非)神奈川県ボート協会 グループ
7	城ケ島公園	三浦市	(一社)三浦市観光協会・㈲湯山造園土木
8	恩賜箱根公園	箱根町	(公財)神奈川県公園協会・㈱小田急ランドフローラ グループ

9	辻堂海浜公園	藤沢市	(公財)神奈川県公園協会・㈱オーチューグループ
10	湘南汐見台公園	茅ヶ崎市	(公財)神奈川県公園協会・㈱オーチューグループ
11	観音崎公園	横須賀市	観音崎公園パートナーズ (横浜緑地㈱・福利園建設㈱)
12	東高根森林公園	川崎市 宮前区	東高根森林公園パートナーズ (横浜緑地㈱・㈱三宝緑地)
13	相模原公園	相模原市 南区	(公財)神奈川県公園協会・㈱サカタのタネグループ
14	大磯城山公園	大磯町	(公財)神奈川県公園協会・湘南造園㈱グループ
15	七沢森林公園	厚木市	(公財)神奈川県公園協会
16	四季の森公園	横浜市 緑区他	四季の森公園パートナーズ (横浜緑地㈱・㈱泰山園)
17	はやま三ヶ岡山緑地	葉山町	三菱電機ライフサービス㈱
18	座間谷戸山公園	座間市	(公財)神奈川県公園協会
19	秦野戸川公園	秦野市	(公財)神奈川県公園協会
20	津久井湖城山公園	相模原市 緑区	(公財)神奈川県公園協会
21	茅ケ崎里山公園	茅ヶ崎市	(公財)神奈川県公園協会
22	あいかわ公園	愛川町	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
23	相模三川公園	海老名市	アメニス相模三川グループ(㈱日比谷アメニス・㈱日比谷花壇・太陽スポーツ施設㈱)
24	おだわら諏訪の原公園	小田原市	おだわら諏訪の原公園パートナーズ(西武造園㈱・伊豆箱根鉄道㈱・㈱加藤造園)
25	境川遊水地公園	横浜市 泉区他	(公財)神奈川県公園協会

3　指定期間の変更

変更前：平成27年４月１日～平成32年３月31日
変更後：平成27年４月１日～平成34年３月31日

4　今後の予定

平成30年10月～　　指定管理者と指定期間の延長を協議
　　11月　　県議会第３回定例会に指定管理期間の延長に関する議案を提出
平成31年１月以降　指定管理者と指定期間の延長について協定を締結

Ⅳ　明治記念大磯邸園について

明治記念大磯邸園については、平成30年第２回県議会定例会の建設・企業常任委員会において、国、県、町による検討会議が、平成30年３月にとりまとめた、計画区域や役割分担の基本的な考え方などを報告したところである。

その後、国や町とともに、平成30年５月に設置した連絡会議等において、さらに検討・調整を進めており、その状況について報告するものである。

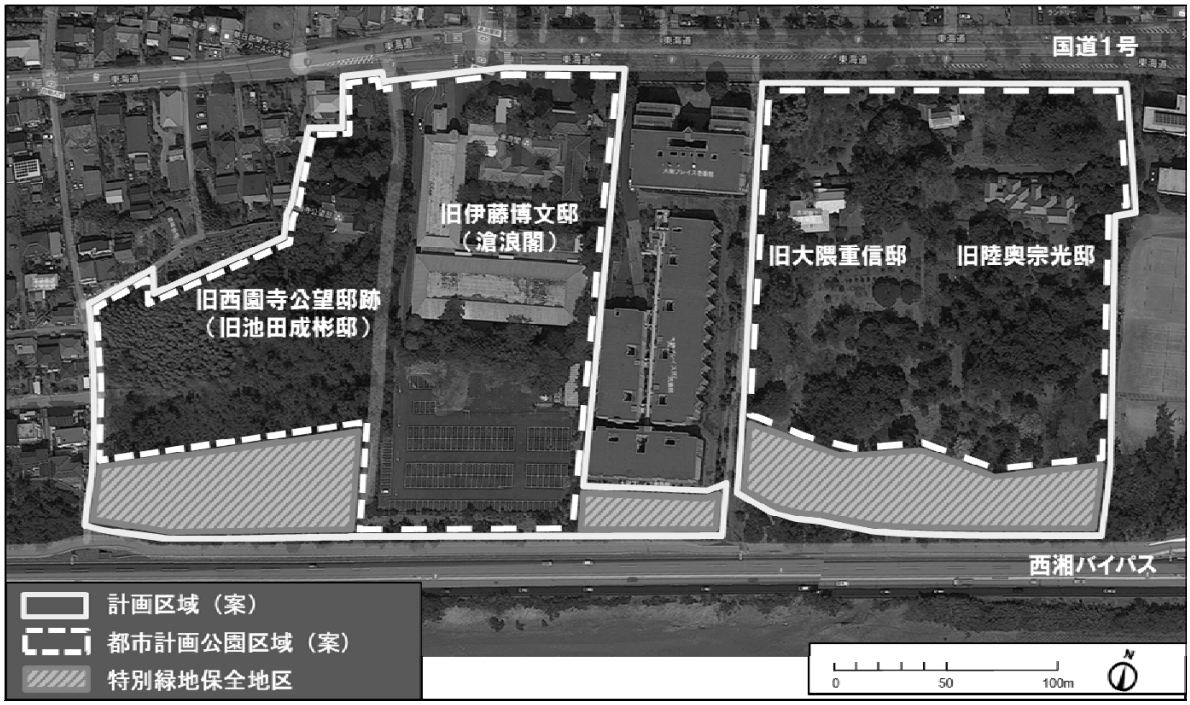

明治記念大磯邸園　概要図

１　国と地方公共団体の役割分担

○検討会議のとりまとめは、以下のとおりである。

・国は、歴史的建物群及びその周辺の区域を「中核的な区域」として整備を行う。

・地方公共団体は、特別緑地保全地区及び周辺の区域における緑地等（「中核的な区域」を除く）の保全・整備を行う。

○これを踏まえ、連絡会議等において、現地の状況も確認しながら、国と地方公共団体の分担区域について、次の考え方を基本に調整を進めている。

(1) 国の分担区域（「中核的な区域」）

・旧伊藤博文邸（滄浪閣）

範　囲：歴史的建物を含む全区域

考え方：建物を中心として、公園全体のエントランス及びガイダンス機能、駐車場等の便益機能を配置するなど、利用拠点を形成する区域。

・旧大隈重信邸・旧陸奥宗光邸

範　囲：歴史的建物及び建物周辺の庭園の区域

考え方：建物及び周辺の庭園は、維持保存の状態が良好であり、一体的な空間として保存・継承することが、特に重要な区域。

・旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）

範　囲：歴史的建物及び建物の活用に必要な周辺敷地

考え方：敷地の維持保存状態は不十分で、樹林化が進んでいることから、建物へのアクセスや建物の眺望確保など、建物の活用のために一体的な整備が必要な区域。

(2) 地方公共団体の分担区域

計画区域のうち、「中核的な区域」を除く区域とし、緑地等の保全・整備を行う。

2　県と町の役割分担

○検討会議のとりまとめは、以下のとおりである。

・計画区域のうち、既に町が現状の緑地保全に取り組んでいる特別緑地保全地区については、引き続き、町が保全・整備に取り組む。

・特別緑地保全地区を除く区域については、地域振興の拠点としての活用を、町が主体的に行うことができる観点などから、町立都市公園として整備を行うこととし、県は町に対して財政的・技術的支援を行う。

○これを踏まえ、県の財政的支援について、連絡会議等において、次の考え方を基本に調整を進めている。

・町立都市公園については、町が、国の交付金事業を活用して、整備するにあたり、町が負担する費用のうち、交付税措置額分を除く費用を県が支援する。

・町立都市公園の管理については、県は財政的支援を行わない。

○交付金事業の概要（国補助率：用地費１／３、工事費１／２）

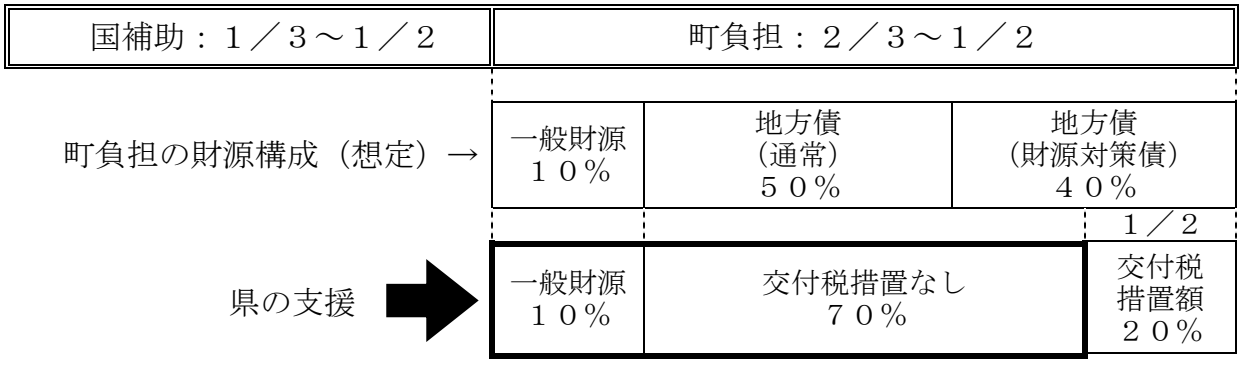

３　今後の取組

国において、現地の測量調査等を進めるとともに、平成30年７月に設置された、学識者や国、県、町の行政委員による「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」において、邸園全体の基本計画の策定に向け、歴史的建物や庭園の活用方針、新たに整備する施設の規模や配置などについて検討を進めている。

これらの進捗を踏まえながら、具体の整備内容や事業スケジュールなどについて、検討・調整を深め、国、県、町の役割分担を固めていく。

なお、国は、本年が明治改元から満150年にあたることを記念し、平成30年10月23日から12月24日まで、現状の邸宅や庭園の一部区域について公開を実施する。

県としても、町や民間団体と連携して、県立大磯城山公園（旧吉田茂邸地区）のガイドツアーなどの取組を実施していく。